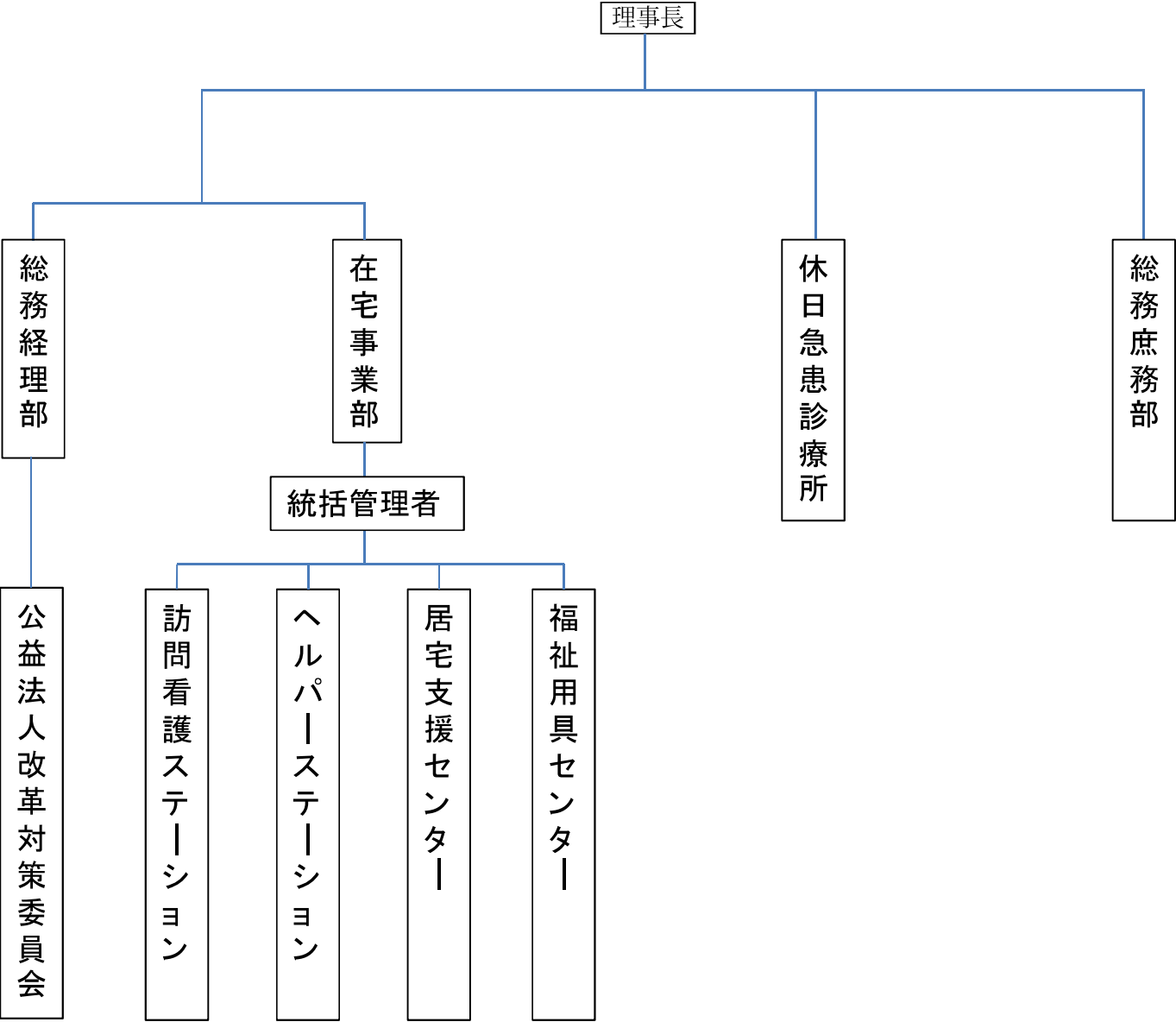


社団法人横浜市都筑医療センター組織図



社団法人 横浜市都筑医療センター定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人横浜市都筑医療センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市都筑区牛久保西一丁目 2 3 番 4 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、横浜市都筑区を中心とする地域の住民の健康の保持及び増進に関する事業並びに健康教育に関する事業を行うとともに、医師相互の協調と連携に基づく学術研修等を行うことによって、包括的な地域医療活動を推進し、もって神奈川県内の医療水準の向上と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康の保持及び増進並びに健康教育に関すること
- (2) 都筑区休日急患診療所の運営管理に関すること
- (3) 老人訪問看護事業及び訪問看護事業に関すること
- (4) 保健・医療及び福祉に関する情報の収集及び連携に関すること
- (5) 学校保健及び学校医研修に関すること
- (6) 医学に関する学術の研究及び研修に関すること
- (7) 老人居宅生活支援事業に関すること
- (8) 児童居宅介護等事業に関すること
- (9) 身体障害者居宅介護等事業に関すること
- (10) 知的障害者居宅介護等事業に関すること
- (11) 介護福祉用具の貸与及び販売
- (12) 訪問介護員の養成及び研修に関する事業
- (13) その他目的を達成するために必要な事業

2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員＝原則として横浜市都筑区の区域内に事業所又は住所を有する横浜市都筑区医師会会員で、この法人の目的に賛同 して入会した者
- (2) 名誉会員＝この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- (3) 賛助会員＝この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助しようとする者で、総会において推薦された者

(入 会)

第 6 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡した場合は、退会したものと見なす。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員及び賛助会員は第 2 号に該当するとき）は、総会において正会員の 4 分 3 以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を引き続き 1 年以上納入しないとき

(2) この法人の名誉を毀損し又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第 2 号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会においてその者に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金の不返還)

第 10 条 既に納入した入会金、会費その他抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類及び職員)

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1 名

(2) 副理事長 3 名

(3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 10 人以上 15 人以内

(4) 監事 3 名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、総会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事のうち 1 名は、会員以外の者から総会において選任する。

(役員職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成しこの法人の職務の執行を決定する。

4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員とあるのは」「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(事務局)

第15条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総 会

(総会の構成等)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の機能)

第17条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項の議決をする。

(総会の開催)

第18条 定時総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき

(総会の招集)

第19条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前第22条の規定の適用については出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第27条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(理事会の招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事及び監事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は、出席した過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第32条 やむおえない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前2条の規定の適用については出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第33条 第24条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

(監事の理事会出席)

第34条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 事業計画

(資産の構成)

第35条 この法人資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の5日前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経てその年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第40条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ、主務官庁の承認を得てこの法人と類似の目的をもつ法人に寄附する。

第8章 雑 則

(委 任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の事務所は、第2条の規定にかかわらず、平成7年3月31日までは神奈川県横浜市都筑区川和町2674番地83号に置く。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本定款は、平成11年3月26日一部改正する
- 6 本定款は、神奈川県知事の認可を受けた日(平成16年11月30日)をもって一部改正する

これは、当法人の定款である。

理事長 齊 木 和 夫